

大館市立南中学校 運動部活動等運営方針

I 運動部活動の意義と本方針の趣旨

学校の運動部活動は、スポーツに興味と関心をもつ同好の生徒が参加し、担当者及びコーチ等（以下「指導者」という。）の指導の下、学校教育の一環として行われ、競技を「すること」のみならず、「みる、支える、知る」といった視点からスポーツに関する科学的知見やスポーツがもつ様々なよさを実感しながら、自己の適正等に応じて、生涯にわたるスポーツとの豊かな関わり方を学ぶなど、各学校の教育課程との関連を図る中で、学校教育が目指す生きる力の育成、豊かな学校生活を実現させるために、大きな役割を果たしている。

また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図ること、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感や連帯感の涵養に資することなど、生徒の多様な学びの場として、教育的意義が大きい。

本方針は、大館市立南中学校の運動部活動に所属する生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、運動部活動が以下の点を重視して、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。

- 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにする
- 生徒の自主的・自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組む
- 学校全体として運動部活動の指導・運営に係る体制を構築する

II 適切な運営のための体制整備

1 校長の取組

- (1) 校長は、教育目標や本方針に則り、毎年度「学校の運動部活動等活動方針」を作成し、PTA総会やホームページ等で公表する。
- (2) 校長は、教育上の意義や、生徒や指導者の負担が過度とならないことを考慮し参加する大会等を精査する。
- (3) 校長は、担当の複数配置や、適正な数の運動部活動設置を目指す。
- (4) 校長は、校内に学校の教職員、保護者、指導者等による部活動連絡協議会を設置し、部活動の運営について理解と協力を求める。

2 指導者の取組

- (1) 指導者は、適切な活動日数や活動時間を設定し、年間計画、月間計画を立て、生徒や保護者に活動の見通しをもたせながら運動部活動を展開するよう努める。
- (2) 指導者は、生徒と十分にコミュニケーションを図り、それぞれの目標を達成できるように、科学的トレーニングを積極的に導入するなど、短時間で効果が得られるような指導に努める。

【各部の活動計画作成に当たって】

- 学校教育目標及び「運動部活動等運営方針」等を基に計画する。
- 生徒の発育や発達の段階、運動能力、競技経験等を考慮する。
- 参加する大会等の時期を考慮し、基礎練習期、試合想定練習期、大会期、休養期を設定するなど、活動と休養の適正なバランスに配慮する。
- 運動会等の学校行事に配慮する。
- 安全面を考慮し、最終下校時刻を設定する。

Ⅲ 適切な休養日等の設定

運動部活動等における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下の基準を定める。

1 基準

- (1) 休養日は原則として「水曜日」と「日曜日」とする。
 - ①水曜日は、全校一斉の休養日とする。
 - ②大会等への参加などにより土曜日・日曜日の2日間を活動した場合は、休養日を他の曜日に振り替える。2日連続の練習試合は行わない。
 - ③第1・第3日曜日は、休止日とする。
- (2) 長期休業中も(1)と同様に定める。
- (3) 夏季休業中の学校閉庁日と年末年始休暇は休止日とする。
- (4) 定期テスト当日までの7日間を休養日とする。ただし中体連の大会直前の場合校長の許可を得て、指導者の責任の下で1時間程度の練習を行うことができる。

2 活動時間

活動時間には、移動時間や準備、後片付け、ミーティング等は含まない。

(1) 平日

1日の活動時間は、2時間程度とする。

通常の1日課の場合	4月～秋季大会まで	秋季大会後～3月
活動終了時刻	18:30	18:00
退校完了時刻	18:45	18:15

- ・2日課、特別日課の場合も、練習時間2時間程度を守る。
- ・吹奏楽部の切替えは、南中祭後とする。
- ・部活動強調週間においても、終了時刻は厳守する。

(2) 学校休業日及び長期休業中の部活動

1日の活動時間は、3時間程度とする。

午前(又は午後)	9:00～12:00 (13:00～16:00)
----------	--------------------------

- ・大会や練習試合においては、この限りでない。

IV 運動部活動の事故防止

1 事故防止

- (1) 生徒が常に安全に活動できるよう、指導者が不在のときは事故につながるような活動は行わない。
- (2) 事故防止や事故発生時に対応するマニュアルを作成する。
- (3) 使用する施設については、練習前に状態を確認するよう習慣付け、定期的に点検補修を行う。
- (4) 可動式器具の移動及び設置の際には、定められた手順に従い、転倒等の事故がないように注意する。
- (5) 気温、室温等に応じ、十分な水分の補給や休憩時間を確保し、体調の変化に留意する。
- (6) 気象庁が高温注意情報を発表した地域や時間帯では、屋外での活動を原則として行わない。
- (7) 生徒の健康観察を適切に行い、体調が優れない生徒については、無理をさせず、活動内容を制限したり、休ませたりするなど適切に対応する。
- (8) 感染症拡大を防ため、活動を休止したり制限したりする場合がある。

2 生徒の移動に係る交通安全対策

生徒の移動は、公共交通機関の利用が基本原則であり、やむを得ない事情等で自家用車や大型バス等を使用する場合には、次の事項に留意し、事故防止に万全を期す。

- (1) 事前に参加計画を作成し、保護者の了解を得る。
- (2) 運転者には、運転熟練者、交通事故の前歴がない者及び二種免許所有者など、適格な者を充てる。
- (3) 運転者の健康状態に十分留意し無理なスケジュールや過度の走行距離にならないよう配慮し、安全運転に心がける。
- (4) 使用する車両は、法定の検査及び点検並びに日常の整備点検を確実に実施し、任意の自動車保険（対人・対物・搭乗者等）に加入するとともに、生徒の旅行保険を付する。
- (5) 道路交通法等に基づき、乗車の際はシートベルトを着用するなど、十分に安全を心がける。
- (6) 不慮の事故等に備えて、保護者の連絡先や生徒の血液型一覧及び健康保険証等を携行する。
- (7) 1日の移動距離はおおむね300kmまでとし、運転時間の合計は5時間までとする。

※平成30年4月3日

教保2「運動部活動や体育的行事等における適切な指導及び事故防止の徹底について」

V 体罰・不祥事等の防止

- ・指導者は、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメント根絶の徹底を図る。
- ・指導者は、運動部活動指導のチェックシート等を活用し、自らの指導について振り返り、その改善に努める。
- ・校長は、運動部の活動状況を把握する。

附 則

本方針は、令和2年4月1日から適用し、文化部活動についても準用する。

本方針は、令和4年4月1日から適用し、文化部活動についても準用する。

本方針は、令和6年4月1日から適用し、文化部活動についても準用する。

本方針は、令和7年4月1日から適用し、文化部活動についても準用する。